

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律参照条文

○ 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）（抄）
（趣旨）

第一条 この法律は、成田国際空港の周辺地域における公共施設その他の施設の計画的な整備を促進するために必要な国の財政上の特別措置について規定するものとする。

（空港周辺地域整備計画の決定等）

第二条 千葉県知事は、成田国際空港の周辺地域における公共施設その他の施設の整備に関する計画（以下「空港周辺地域整備計画」という。）の案を作成し、これを総務大臣に提出しなければならない。この場合において、千葉県知事は、あらかじめ、関係市町村の長の意見をきかなければならない。

2 空港周辺地域整備計画は、次に掲げる施設の整備の目標、整備に関する事業の概要及び経費の概算について定めるものとする。

一 道路

二 河川

三 生活環境施設

四 教育施設

五 消防施設

六 農地及び農業用施設

七 前各号に掲げるもののほか、成田国際空港の周辺地域の整備を促進するために特に必要と認められる

施設

3 (略)

4 総務大臣及び次条第一項の主務大臣は、空港周辺地域整備計画の案に基づき、協議により空港周辺地域整備計画を決定する。

5・6 (略)

(国の負担又は補助の割合の特例等)

第三条 前条第四項の規定により決定された空港周辺地域整備計画に基づいて行われる事業で別表に掲げるものうち総務大臣が主務大臣及び財務大臣と協議して指定するもの(次項において「特定事業」という。)
 ()に要する経費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の負担割合」という。)は、当該事業に関する法令の規定(第三項及び第四項の規定を含む。)にかかわらず、同表のとおりとする。
 2・5 (略)

別表(第三条関係)

事業の区分	事業主体	国の負担割合
一般国道(道路法第五条第一項の規定による一般国道を	県	国の負担割合 四分の三の範囲内 で政令で定める割合

生活環境施設		河川	道路			
下水道法第二条第二号に規定する下水道の設置又は改築		河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第四条第一項に規定する一級河川の改良工事	道路法第二条第一項に規定する道路の改築で政令で定めるもの		いう。）又は主要な県道（同法第七条第一項の規定による県道をいう。）若しくは市町村道（同法第八条第一項の規定による市町村道をいう。）として政令で定めるものの新設又は改築（次に掲げるものを除く。）	
市町村	県	知事	市町村	町村	市	
三分の二の範囲内で政令で	四分之三の範囲内で政令で定める割合	四分之三	三分の二	十分の八	十分の七の範囲内で政令で定める割合	

			消 防 施 設	教 育 施 設		
			入又は設置 消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）第 三条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購 入又は設置	増築又は改築 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（ 昭和三十三年法律第八十一号）第二条に規定する義務教 育諸学校のうち公立の小学校又は中学校の建物の新築、 増築又は改築	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律 第三百三十七号）第八条第一項に規定するごみ処理施設及 びし尿処理施設の設置	
			市	市 町村	市 町村	
県	国	町村	十分の六	三分の二	三分の一	定める割合
百分の六十	百分の七十五	三分の二				

農地及び農業用 施設	
<p>土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業のうち 国営土地改良事業又は独立行政法人水資源機構が行う次 に掲げる事業に関連して行うもの</p> <p>独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二 号）第二条第二項に規定する水資源開発施設の新築（か んがいに係るものに限る。）</p>	<p>国以外の者</p> <p>百分の六十五</p>
<p>独立行政法 人水資源機 構</p>	<p>百分の七十五</p>